

事業組合等活動
強化支援分

令和8年度唐津市中小企業等活性化支援事業補助金

団体及び組合等の消費喚起事業、生産性向上、 経営安定化、競争力強化への取り組みを支援します



● 補助対象事業者

- ・市内に事業所のある3以上の中小企業者等で構成する任意団体
- ・中小企業等で構成する組合及び組合支部

※組合員の3分の2以上が市内事業所（唐津市内に常設し、営業活動を行っている施設）を有する中小企業者等で構成されたところに限ります。

※以下に該当する者は、補助対象になりません。

- 市税の滞納者
- 政治団体、宗教団体、暴力団、暴力団員など
- 農業、林業、漁業の組合など(中小企業者等で構成される組合等を除く)
- 補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

事業期間
交付決定日から
令和9年3月15日
まで

● 補助率および補助金額（1団体あたり）

補助率：2分の1 補助金額：上限100万円

● 申請期間（郵送または電子メールでの提出にご協力ください。）

令和8年5月15日（金）～12月28日（月）（郵送必着）

- ※申請受付順に随時審査を行い、交付決定後の事業開始となります。
- ※申請額が予算の上限に達した場合、申請期間内でも募集を終了することがあります。



● 申請書類（様式は、窓口やHPで入手してください。）

- 申請書（第4号様式）
- 事業計画書（別紙2）
- 収支計算書（別紙3）
- 組合等の概要（別紙4）
- 役員名簿（別紙5）
- 市税納税証明書
- 組合等の組合員名簿
- 定款の写し又は組合等の設立が確認できる書類
- 補助対象経費の内容が分かる資料（見積書、カタログ等）

※見積書は2者以上から取るなど、経費削減に努めてください。また、市内業者への発注に努めてください。

※配布場所 唐津市ホームページ、商工振興課窓口
唐津商工会議所、唐津東商工会、唐津上場商工会

申請先：唐津市役所 商工観光部 商工振興課（大手ロセンタービル5階）

郵送：〒847-8511 唐津市西城内1番1号 唐津市役所 商工振興課 宛

● 問い合わせ TEL：(0955) 72-9141 FAX：(0955) 72-9182
(商工振興課) メール：syoukou@city.karatsu.lg.jp

HPは
こちら



※補助対象になる事業（経費）について詳しくは裏面をご覧ください。

● 補助対象となる事業（経費）

【経営強化型】

- ① 新商品（新技術）の開発又は提供
- ② DX導入による生産性向上
- ③ SDGsへの取組
- ④ 消費喚起活動

- ⑤ 販路開拓・売上向上
- ⑥ 事業承継への取組
- ⑦ 人材育成
- ⑧ BCPの策定等
- ⑨ 経営安定化に資する取組

経費一例：機械装置・システム構築費、広報費、旅費、開発費、役務費、借料、
 専門家謝金・旅費、委託費、展示会等出展費、運搬費、研修費、備品購入費

【イベント型】

商工業者が賑わいを創出し、消費者の集客を図るために実施する事業

経費一例：需要費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、専門家謝金、旅費交通費

※下限：補助対象経費30万円

● 対象事業のイメージ



フリーズドライ
製品の開発



共同店舗における
スタンプラリー
イベントの開催



講師を呼んで
WEBマーケティングの
勉強会を開催



生産性向上が見込ま
れる機械を購入

● 補助の対象にならない事業（経費）

補助対象外経費	例
汎用性が高く、業務以外に使用する可能性が高い物	パソコン、タブレット端末、プリンターその他周辺機器等（Wi-Fiルーター、サーバーなど）、複合機、ラミネート機、電話機、家庭用及び一般事務用ソフトウェア など
不動産の購入	新規店舗の土地、駐車場増設の土地 など
既存の設備・施設の単なる修繕、買替えまたは清掃	古くなった換気扇、破れていた網戸の取り換え、定期清掃など
継続的に係る経費	光熱水費、燃料費、システム保守料、インターネット回線料など
販売する商品の原材料費	小麦や卵などの原材料、木材や部品 など
食糧費、遊興費、娯楽費及び接待に係る経費	社員研修旅行、飲み会 など
公租公課費	消費税相当額及び地方消費税相当額、産業廃棄物税、収入印紙など
換金性の高い金券、有価証券等の購入に係る費用	タクシーチケット、商品券 など
借入金等の支払利息及び遅延損害金の支払に係る費用	融資の返済、法人税の滞納金の返済 など